

< 報道発表資料 >

令和 7 年 6 月 3 0 日

京都市総合企画局総合政策室政策総務担当

京都市長の資産等の公開

「京都市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、松井孝治京都市長から報告書が提出されました。

この報告書について、令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午前 1 0 時から、情報公開コーナー（京都市役所北庁舎 1 階）において公開します。

1 「資産等補充報告書」について

松井市長から、毎年新たに有することになった資産等であって、1 2 月 3 1 日現在有するものについて報告する「資産等補充報告書」が提出されました。その内容は次のとおりです（報告対象は任期開始日の令和 6 年 2 月 2 5 日以降に新たに有したものに限ります）。

土 地	新たに有するものはなし。	船 舶	新たに有するものはなし。
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	新たに有するものはなし。	航 空 機	新たに有するものはなし。
建 物	新たに有するものはなし。	美 術 工 芸 品	新たに有するものはなし。
預 金 及 び 貯 金	新たに有するものはなし。	ゴルフ場の利用に関する権利	新たに有するものはなし。
有 価 証 券	新たに有するものはなし。	貸 付 金	新たに有するものはなし。
自 動 車	新たに有するものはなし。	借 入 金	新たに有するものはなし。

2 「関連会社等報告書」について

松井市長は、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等の職に就いていないため、「関連会社等報告書」は提出されていません。

（参考）「所得等報告書」について

前年（令和 6 年）分の所得について報告する「所得等報告書」については、令和 6 年の 1 年間を通じて市長であった者が提出することとなっているため、令和 6 年 2 月に就任した松井市長からは提出されていません。

<お問合せ先>

京都市総合企画局総合政策室政策総務担当

電話：075-222-3033